

30206 ✓

教科書文庫

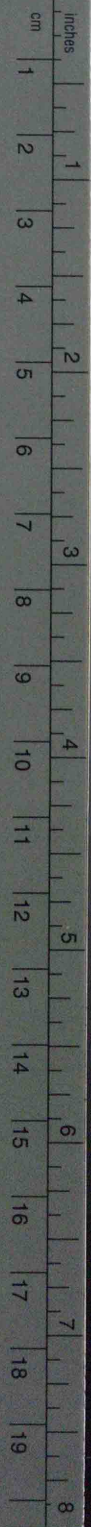
3
810
32-1900
200030 1431

# Kodak Gray Scale



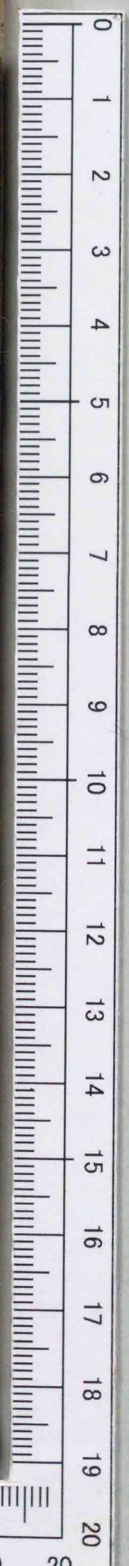
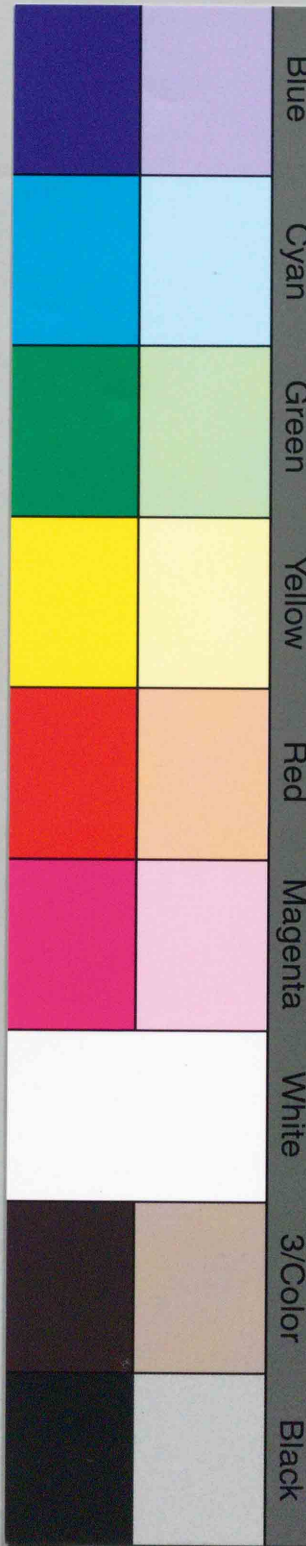
© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 **M** 8 9 10 11 12 13 14 15 **B** 17 18 19

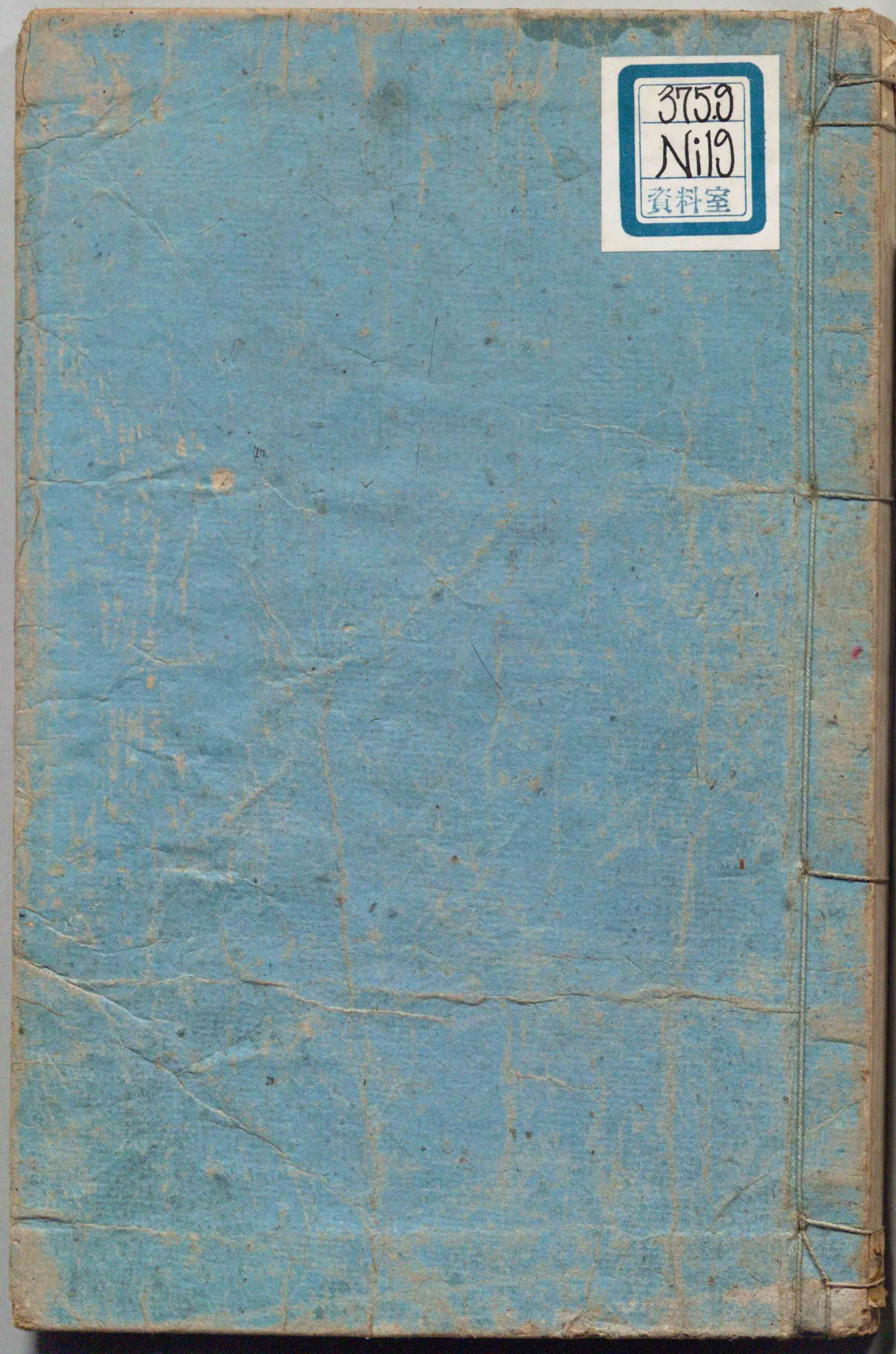


# Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak



3759  
Ni19  
資料室



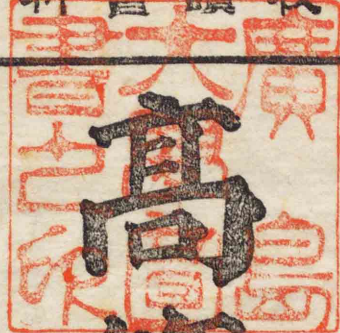


資料室  
明治三十三年一月十日 文部省檢定  
高等小學校讀書科生徒用

伯爵 副島種臣 閱  
伯爵 東久世通禧 閱  
西澤之助 編

# 高等小學讀本

東京 國光社藏版



## 高等小學讀本卷之七

### 目次

- 第一課 道德の經典 (一) 五
- 第二課 道德の經典 (二) 八
- 第三課 國名ノ由來 十一
- 第四課 常陸帶の序 (一) 十四
- 第五課 常陸帶の序 (二) 二十一
- 第六課 雨 三十





第七課 田中藤六 三十四

第八課 博覽會 三十七

第九課 建築 四十一

第十課 日光山 四十四

第十一課 皇國の美術 五十

第十二課 法朗西及伊太利 五十五

第十三課 後藤祐乘 五十八

第十四課 職業の苦樂 六十二

第十五課 音樂 六十六

第十六課 自然物ノ利用 六十九

第十七課 和蘭及瑞西 七十三

第十八課 富 七十八

第十九課 會社 八十四

第二十課 保險 八十七

第二十一課 高田屋嘉兵衛 九十一

第二十二課 燈明臺 九十七



第二十三課 壇の浦

百

第二十四課 御宸翰

百十

第二十五課 大和心

百十五



高等小學讀本卷之七

伯爵 東久世通禧 閱

伯爵 副嶋種臣 閱

西澤之助 編

第一課 道德の經典(一)

我が國は、天地開闢の初より、皇統一系連綿として、變らせ給ふことなく、歴世仁慈を以て、萬民に臨み給ひ、臣民は同心一體となりて、世々忠義を以て、神孫に奉事し、君臣



の分、嚴として亂れず、國運常に隆昌にして、慶福窮なし。

古史の傳に曰はく、天地の初に、先、天之御中主神、次に、高皇產靈神、次に、神皇產靈神、ましまして、造化の始をなし給ひき。是より、神靈相亞ぎ、伊弉諾、伊弉冉の二尊に至りて、修理固成の功を遂げ給ひ、皇祖天照大御神を生みて、天下の主と定め給へり。皇祖、皇孫を、此の國に降臨せしめ給ふ時、

神勅を垂れ給ひて、天壤無窮の基を定めさせ給ひき。神武天皇、天業を恢弘し給ふに及び、靈時を、鳥見山に立て、皇祖天神を祀らせ給へり。其の詔に宣はく、我皇祖之靈也、自天降鑒光、助朕躬。今諸虜已平、海内無事、可以郊祀天神、用申大孝者也。申大孝とは、即、天之御中主神を始めて、皇祖天神に、親しく、成功を奉告し給ひて、其の御志に協はせられんことを期し給へる



ふり。爾來、列聖、民庶を撫育したまふに、皇祖皇宗の遺訓を繼承し、遺徳に則り給はずといふことなし。

今上天皇陛下、英聖文武にましくして、夙に綱紀を振張したまひ、維新以來、諸の詔勅、常に、皇祖皇宗の宏猷に由ると宣はせ給ふ。知るべし。我が皇歷代の聖徳、只、祖宗の御心を紹述し給ふに在ることを。

第二課 道德の經典(三)

孝は、道の大本にして、萬善、之より生ず。

上、至尊より、下、庶民に至るまで、一旨貫通して、其の義、二なし。是、我が道義の根底なり。彼の、亭々たる大樹の枝葉も、唯一の根幹に歸するが如く、我等萬民の祖も、之を究むれば、則、天神より出づ。故に、忠孝一致にして、天神を敬するは、即、君に忠なる所以にして、又親に孝なる所以なり。苟、天祖の靈旨に悖らざらんことを希ふ者にして、豈、不忠の臣



あらんや。苟、皇上の聖旨に協はんことを期する者にして、豈不孝の子あらんや。我が國徳教の本旨は、唯、孝の一義に歸す。忠愛信義、皆、孝の一端に外ならざるなり。

我が國固有の道德は、天地開闢の初より、常に事實となりて存在し、後葉の明鑑となりて、史上に光耀せり。禪讓放伐といふが如き、最忌むべき風習は、祖先を異にせる、他の國民の間にありては、免れ難きことをれども、

獨、我が國の史上にのみ、かゝる痕跡を留めざるは、豈偶然ならんや。

是に由りて、之を觀れば、神聖にして、宇内無比なる皇朝の歴史は、忠孝の明鑑を、子孫萬世に傳へたる、祖先の遺範にして、我等が道義の經典なり。

第三課 國名ノ由來

我が國古ハ、大八洲國トイヒ、又、瑞穂ノ國トモ、細戈千足ノ國トモイヒキ。



抑、大八洲國ノ名稱ハ、ノ諾冉二神ノ國土ヲ  
經營シ給ヒシ時、本州、筑紫、伊豫、淡路、隱岐、佐  
渡、壹岐、對馬ノ八嶋、先成レルニヨリテ起リ、  
瑞穂ノ國トハ、氣候中和ニシテ、地味肥エ、農  
産ニ富ミ、殊ニ、ヨキ稻ノ實ルニヨリテ名ヅ  
ケ、又、國人武勇ノ勝レタルニヨリテ、細戈千  
足ノ國トモイヒシナリ。

カクテ、本州ノ中央ナル大和ノ國ヲ、古モ、同  
ジク、ヤマトト稱ヘシヲ、神武天皇以後、代

代、コ、ニ、皇都ヲ奠メ給ヒシヨリ、ヤマトノ  
名、大ニ弘ワリテ、終ニハ、全國ノ號トナレリ。  
此ノヤマトニハ、日本、大倭等ノ漢字ヲ當テ  
テ用井キ。例ヘバ、神武天皇ノ御名ヲ、  
神、日本、磐余彦尊ト書シ、景行天皇ノ皇子  
ノ御名ヲ、日本武尊ト書シ、皇妹ノ御名ヲ、倭  
姫命ト書セシガ如シ。  
又、推古天皇ノ御代、隋ニ遣シ給ヒシ國書  
ニハ、日出處、天子、致書、日沒處、天子ト記サセ



孝徳天皇御紀卷之七

給ヒ、孝徳天皇以後、外國ニ宣シ給ヘル詔  
勅ニハ、日本天皇ト記サセ給ヒキ。後、遂ニ、日  
本ヲ、字音ニテ讀ミ、大ノ字ヲ加ヘテ、我が國  
名トスルニ至レリ。

我が大日本ハ、東洋ノ表ニ屹立シ、國運ノ次  
第二、隆盛ニ赴クサマ、恰、朝暎ノ、天ニ冲シテ、  
六合ニ光被セントスルガ如シ。眞ニ、其ノ名  
ニ反カズトイフベシ。

第四課 常陸帶の序ニ

東路の道のはてなる常陸帶

かごとばかりも逢はんとぞ思ふ  
と云へる古歌の心は、別れにし人を慕ひて、  
しばしだに逢はまほしと云ふことを、帶の  
かなたこなたと分れても、廻り逢ひて、結ぶ  
ことあるに掛けて詠めるなるべし。人情、す  
べて、斯くの如し。臣として、君を慕ふ心、はた  
然らざらめや。

過ぎにし己丑の年、中納言の君、世を嗣がせ



給ひし時、彪年二十ばかりにして、皇朝の史を考へ定むるわざしてありけるを、明くる年、青人草を檢へ治むる職を仰せて、江戸小石川なる屋形に召され、初めて、君を拜み奉りけるに、彪が職の事いと懇に問はせ給ふ。しかのみならず、忠孝の義を明にし、文武の道を勵まし、祖宗の遺志を繼ぎ、天日嗣を、天地と共に仰ぎ奉りて、豊葦原の中つ國を、常磐に堅磐に守りなんと志し給ふ御事ま

で、仰を畏み、種々の賜などたまはりて、故郷に罷りぬ。

是を初として、辱くも、屢御書下し賜はりて、政をたゞし、惠を施し、足引の山里に住める賤が男までも、安く樂みて、世を渡るばかりの様、に成しなんことを計り給ふぞ畏き。三年ばかり過ぎぬれば、彪職を易へて、政の末にたづさはりぬれど、身の程は、尚卑しくありしを、又、五年ばかりの後、仰を蒙り、おほ



けなくも、年寄、若年寄など云へる職に續きて、政を物することを司り、往にし庚子の年の春、君に従ひて、大城にまゐり登り、時の大將軍の君と、右大將軍の君とを拜み奉り、君の御供して、故郷に歸りぬ。

こその夏、君、日光山に詣で給ひ、五月の中つかた、暇を請ひし時、彪も、亦、大將軍の君と、右大將軍の君とを拜み奉りけるに、五日ばかり過ぎぬれば、大將軍家、殊更に、御使を以て、君

を召し給ひ、何くれの事褒め給ひて、黄金作の御佩刀に、種々の物添へて、君に參らせ給ふに、君も、臣も悦び勇み、錦着て、晝行く心地して、故郷にぞ歸りける。

未、一年も過ぎざる年の卯月末つ方、君、しばし、江戸に參り給ふべき旨、老中の人々、仰を傳へしに、君、素より、大將軍家を敬ひ給へば、急ぎ出で立たんとありけるに、彪等、物も取りあへず、御供して、小石川の屋形に着きし



ハ、五月五日の巳の時許になんありける。  
人、皆嬉しきためしを引きて、あやめ草あや  
珍しく待ちぬるに、思ひきや。明くる日、君は、  
やがて、世を遁れ給ひて、駒込ウマノマなる屋形に籠  
り給ふべき仰を蒙り給はんとは。彪も、何某  
等と共に、職を放たれ、蟄ウツクマり居べき仰を蒙り  
ぬ。彪等が身は、陌の塵、濱の真砂に均しけれ  
ば、散り失せんも、浮き沈むも、世の數ならね  
ども、只管、忠孝文武の道にのみ、心を寄せ給

ひて、世に、類なき君の、如何にして、かゝる禍  
には逢ひ給ふらん。花を待つ梅が枝に、寒け  
き風吹きすさび、久方の月は清めるを、夜半  
の浮雲立ち隠す例にやあるらん。兔に角に、  
ことわり分かぬあざにて、悲憤とこそ云は  
め。慷慨とこそいはめ。

第五課 常陸帯の序三

折しも、五月雨、いたく降り續きて、いと、哀  
を添へしが、月日へて、空は晴れぬれども、涙



の袖は、乾きだにせず。何時か、御、襖も過ぎ、秋も、半になりぬれば、世を浮雲の絶間なく、又しも、時雨降り出で、板屋の軒端を廻る雫の音、荒庭の草葉にすだく蟲の聲、聞くもの見るものにつけて、君を慕ふ心、いや増りければ、草枕旅のやどりに、つくぐと、往にし十年餘の事を思ふに、或は、豊さか昇る朝日の影に、兜の星を輝かし、若草もゆる春の野に、駒の足をならべて、治まれる世に、亂を忘

れざる例を引き、秋の夜の隈なき月に、樓船に棹さし出で、眺も廣浦の最中に、詩歌管絃の興を催し給ひ、或は、道を弘むといふ館に、若き男等を集めて、文學ばしめ、或は、槍、太刀つかふ技を試み給ひ、或は、偕に樂しむといふ園に、年高き人々を招きて、四方の景色に心を慰めしめ、物など賜はりて、老を養ふ事を慕ひ給ひ、或は、霜の夜、雪の旦、野山に狩して、御身をならはし、或は、瓦の窓、繩の戸ぼそ



に到りて、貧しき民の情を知り給ふ類、其の御側近く侍りて、畏くも御樂をも、御苦をも共にし進らせしに、今は君も、臣も、かなたこなたに籠り潜まり居て、思ふこと、人づてもて聞ゆ上げんことだに叶はぬ世となりぬれば、去年の五月の事は、夢にやありけん。今年の五月の事は、現には、よもあるまじなど、賤の芋だまさ繰り返し、昔を思ひ出づるまにまに、書き綴りて、君に目見ゆぬる心地を

し、徒然を慰むる程に、水莖の跡積りて、机にみらぬれば、分ちて、上下二巻とし、名づけて、常陸帯と云ふ。

垂れこめて、獨住む身は、ともに語り合はん人もなく、假初の旅の宿には、考へ明すべき書もなく、全く、彪が見聞きたる事をのみ繰り出でて、そのあらましを記し、なれば、古語に云へる、細き管もて、大空を窺ひ、鼎の中なる、一切の肉を嘗むるに均しかるべし。



抑、昔より、忠臣孝子とも云はるゝ人の、世の禍に逢ひて、覺ゆぬ罪蒙れる者少からず。異國の事は、擧げて數へ難く、又、近き世の事は、憚あれば、得も云はず。菅原の大臣は、誠を盡して、寛平の政を補ひぬれども、讒者の爲に、西の果なる筑紫の配所に赴き、大塔の皇子は、身を竭して、元弘の亂を平げ給ひしかども、姦臣の爲に、東の鄙なる相模の窟に潛み給ふ。いとあさましく、いとつれなきわざに

はあれど、年を経、世を重ねるに隨ひ、其の名いやまして、香しく、百千年の今日まで、稚き童、賤しき民までも、尊び畏みぬるを見れば、我が君、一たび、浮世の禍に逢ひ給ふとも、千年の後までも、御名輝きて、萬世の鏡となり給はんこと著し。

えかはあれど、現の世には、得明ならで、未遠き後の世を待ちなんこと、天が下の亂れたる時は、さもこそあらめ。今、九重の空曇りな



く、眞澄の鏡明にして、朝廷の御惠至らぬ  
 隈もなく、殊に、大將軍の君は、玉鉞の直なる  
 道を慕ひ給ひて、萬の政よこしまなるを去  
 りて、正しきに就き給ふこと、諸人の仰ぎ奉  
 る所ふれば、一たびいさばへなす輩に任せ  
 給ふとも、寒けき風和ぎて、長閑なる春の日  
 に、梅が色香見する如く、立ち蔽へる浮雲消  
 へ失せて、爽なる秋の夜に、月の光さやけき  
 が如くに、我が君もとより、曇なき御心、殊に

著く、濁に染まぬ御身、殊に、すがすがしくな  
 り給はんこと、疑ふべくもあらず。されば、板  
 廂、雨漏る、假の宿に、昔を忍びて、涙に沈める  
 賤が身も、曇れる眼推し拭ひ、こほれる袂う  
 ち拂ひて、常陸帯の例を引きて、再、君を拜み  
 奉らんこと、のあらざらめやは。

(藤田彪)

文法

詞ノ集マリテ、完全ナル、一ノ思想ヲ表シ

タルモノヲ、文トイフ。例ヘバ、五月雨降る。

空は暗れぬ。袖は乾かず。御襖も過ぐナド

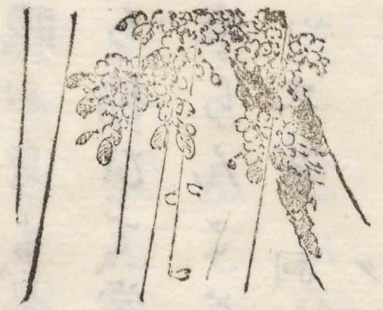
イフカ如シ。



第六課 雨

雨は、四季によりて、その趣を異にせり。

春雨は、細にして静なり。一雨毎に、暖になりゆき、草木の芽も、やうやうに萌へ出づ。



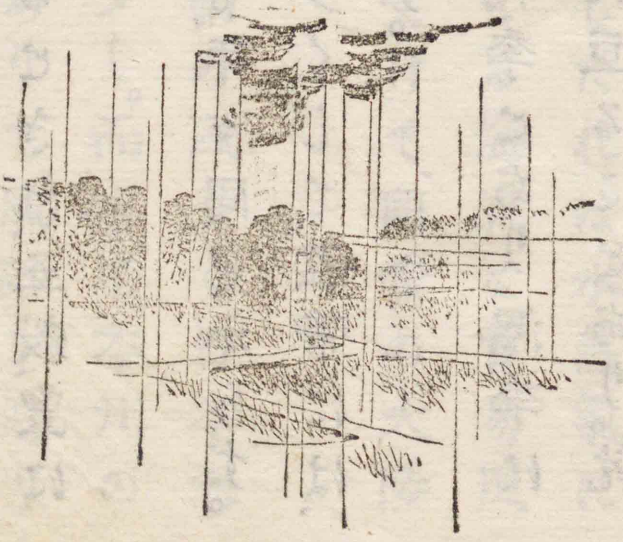
梅の實の黄ばむ頃より、二三日間降り續く雨を、さみだれとも、梅雨ともいふ。稻の植付は、この間にするなり。

暑さ堪へがたき折節、空、俄にかき曇りて、盆

を覆すばかり降りしきる夕立には、夏をも忘れつべし。

時雨降りそむれば、野山の草木ハ、薄く濃く染めいでて、花にもまさる眺なり。

雨は、又、人生にも、大なる關係を有す。諺に、五風十雨とて、五日に、一たび風





吹き、十日に、一たび、雨降るときは、五穀、豊に  
みゐるといへり。

雨の量は、同じ地方にても、年々同じからず。  
概していへば、熱帯には多くして、温帯には、  
稍少く、寒帯には、甚稀なり。

熱帯地方にては、湿季と乾季とあり。湿季に  
は、驟雨、屢至り、又、雨、數日に亘ることあり。乾  
季には、絶つて、雨ふらず。されども、露のおく  
こと多し。



我が國は、温帯に位するが故に、  
熱帯地方よりは、雨量少けれど  
も、海を圍らしたれば、水蒸氣に  
富み、且、温暖なる海流と、貿易風  
との影響を受けて、同帯の大陸

地方よりは、其の量多し。

太平洋の海岸は、夏季、東南の風多く、日本海  
の沿岸は、冬季、西北の風多し。而して、本州の  
中央には、高峻なる山脉ありて、風路を遮り



たれば、西北風の伴へる濕氣は、こゝに、結び  
て、雪となり、東南風の含める濕氣は、乃、凝り  
て、雨となる。夏は、北陸、山陰に、晴天の日多く、  
冬は、東海、南海に、雨少きは、是の故なり。

第七課

田中藤六

瀬戸内海ノ沿岸ハ、雨少ク、空氣乾燥セルガ  
故ニ、最、製鹽ニ適シ、就中、播磨ノ赤穂、周防ノ  
三田尻、阿波ノ齋田ハ、此ノ業盛ナリ。  
三田尻ノ製鹽業ハ、慶長ノ頃ヨリ發達シ、明

和ノ頃ニ至リテ、大ニ衰ヘシテ、田中藤六ト  
イフ人、之ヲ再興セリ。

藤六ハ、三田尻ノ人ナリ。會領主、製鹽ニ精シ  
キ者ヲ求メシニ、藤六、建議シテ曰ハク、凡、製  
鹽ハ、三月ヨリ八月マデヲ、期節トシ、鹽田ヲ  
二分シテ、隔日ニ用ウベシ。是、田力ヲ休メ、人  
力ヲ省ク道ナリト。領主、其ノ議ニ從ヒシカ  
バ、製鹽ノ業、再、盛大ニ赴ケリ。  
藤六、又、内海沿岸ノ鹽戶ヲ遊説シ、天明八年、



同業者ヲ、備後ノ尾道ニ會シテ、誓約ヲ結バシメタリ。是、現今存立セル十州鹽田會ノ濫觴ナリ。十州トハ、播磨、備前、備中、備後、安藝、周防、長門、阿波、讃岐、伊豫ノ十箇國ヲイフ。爾後、十州ノ鹽田、大二開ケ、鹽戶、次第ニ増加シテ、年々ノ産額、數百萬石ヲ超ユルニ至レリ。領主、大二、藤六ノ功ヲ賞シテ、三田尻ノ製鹽業ヲ管理セシメキ。

藤六、常ニ曰ハク、吾ガ説、モシ、一國ニ行ハレナバ、一國ノ利ナラン。天下ニ行ハレナバ、天下ノ利ナラント。其ノ遺言、數十條アリ。皆、鹽田ノ良計ナリ。三田尻ノ人々、藤六ノ遺徳ヲ追慕シテ、鹽田碑ヲ建テ、其ノ事蹟ヲ勒セリ。後、播州ノ鹽業家、亦、碑ヲ建テ、其ノ功ヲ刻シ、永ク、後世ニ傳ヘタリ。

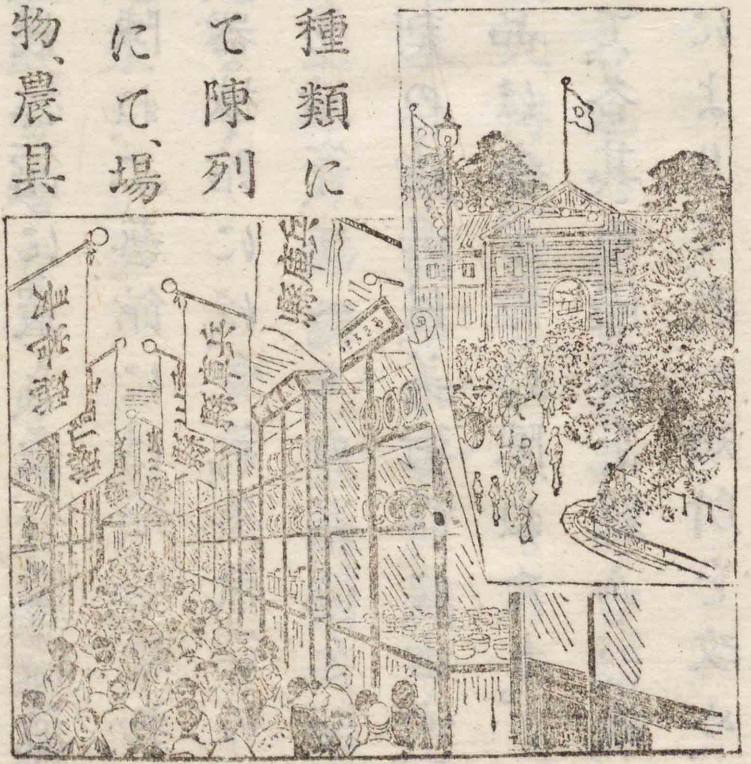
#### 第八課 博覽會

内國勸業博覽會は、我が國の殖産を勵まし、民業を改善せしめんとて設けたるなり。第



一回の開設は、明治十年、西南の亂鎮定せし  
 時にて、第二回は、明治十四年、國會開設の詔  
 勅を發し給ひし年、第三回は、明治二十三年、  
 帝國議會創設の年なりき。會場は、毎回、東京  
 と定まりしかども、第四回は、明治二十七年、  
 桓武天皇の奠都一千百年の紀念祝祭に際  
 し、京都にて開會したり。  
 この第四回の開會は、日清戰役に際したれ  
 ば、國家は多事なりしかども、よく、産業を奨

勵することゝ急らざりき。第五回は、明治三  
 十三年にて、會場  
 をば、大阪に定め  
 たり。  
 勸業博覽會にて  
 は、各地の出品を種類に  
 因り、各部に分ちて陳列  
 し、又、適當の方法にて、場  
 内に排列す。農産物、農具





木材等の類をば、農林館に置き、魚介、海藻、漁具等は、水産館に陳ね、工藝館には、織物、燒物、塗物等を蒐集し、器械館には、電氣、蒸氣等の機關、及印刷、製絲、紡績等、すべての器械を裝置せり。又、繪畫、彫刻の諸品は、美術館に、古代、若くは、海外の名品は、參考館に陳ねたり。かくの如くにして、各、其の優劣を競ふが故に、製造者は、これによりて、我が短所を改め、他の長所を學ぶを得べく、物品の需要者ハ、

各地產物の良否を知りて、我が好むものを選ぶを得べし。

此の博覽會の外、各地に、展覽會、共進會、品評會等あり。又、萬國大博覽會といふものあり。明治二十六年、北米合衆國市加古に開きしもの、及、明治三十三年の佛國巴里、萬國大博覽會等の如き、是なり。

第九課 建築

家、藏、會場、工場、社殿、堂塔などの類を、建築物



或は、建物といふ。此等のものを造らんには、まづ、其の繪圖を製し、適當の場所を選ぶべきなり。

場所は、高燥にして、南に面する地を選び、家屋は、東南に向はしむるをよしとす。是、日光を受くるに宜しくして、人の健康に適し、且、家を、永く保存するを得べければなり。建築に着手する初にハ、先、地形を固むべし。石造、煉瓦造等には、殊に然り。木造の家は、地

形成りて後、礎を据ゑ、土臺を置き、柱を立つ。柱の上に、桁と梁とを横へ、棟木より、椽を垂れて、その上に、茅、板、及、瓦を葺きて、屋根とするなり。後、床を張り、壁をぬり、畳を敷き、床、押入を附け、戸、障子、唐紙等を建つ。此の類のもの、を、造作と云ふ。

家の内をば、居間、客間、寢間、臺所等に分ち、職業によりては、店、仕事場等を設く。客間には、床ありて、書畫を掛け、花を挿して、室内の飾



とし、居間には、押入ありて、家財、道具を入れ置く。物置、藏、門等は、家に附屬する建物なり。されども、町家にては、通例、表門を設くることなし。

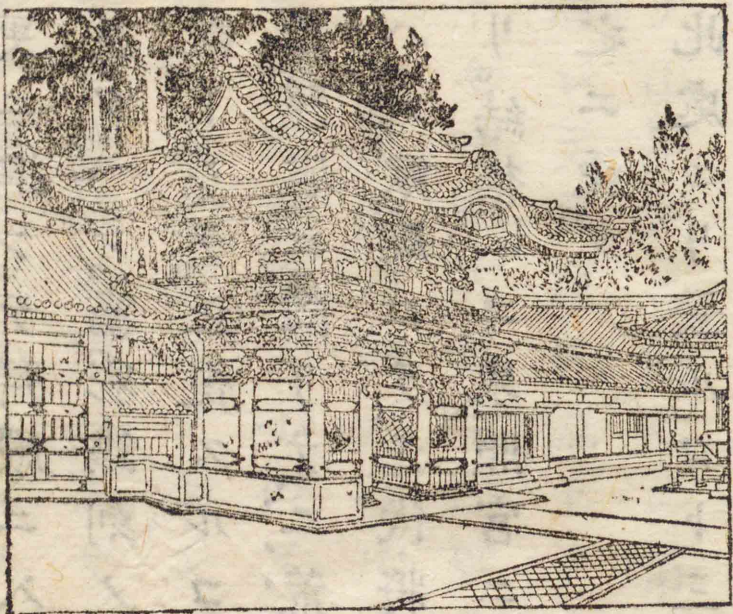
建物には、種々の制あり。社殿には、多く、我が國古代の制を存し、寺院、堂塔には、支那より傳はれる法を用ゐたり。近時行はるゝ石造、煉瓦造等は、歐米の建築法なり。

第十課 日光山

我が國ノ名勝中、建築ヲ以テ著レタルハ、日光山ナリ。此ノ地、老樹、枝ヲ交ヘテ、晝、尚暗ク、鮮苔、露ヲ帯ビテ、緑滴ラントス。清流ノ、石ニ激スルハ、恰、雪ヲ散ラセルガ如ク、湖水ノ、山間ニ、淵ヲナセルハ、藍ヲ湛ヘタランガ如シ。カク麗シキ、天然ノ景色ニ、人工ノ美ヲ盡シタル殿樓ノ、樹間ニ、隱見スルハ、即、東照宮ニシテ、結構ノ壯麗ナル、筆紙ニ盡シ難シ。ソノ設計ハ、甲良豊後ノ手ニ成レリトイフ。



山麓ノ大谷川ニ、神橋ヲ架セリ。朱塗ニ、金々  
 具ヲ付ケタル反橋ニシテ、溪流ト相映ジテ、  
 甚美ナリ。此處ヲ過ギテ、老杉轟々タル間ヲ  
 登レバ、石造ノ一大華表アリ。表門ヲ經テ、尚  
 進メバ、陽明門ニ到ル。左右ニ、各六十間ノ廻  
 廊ヲ設ケ、楣椽梁桷ニハ、遍ク、人物花卉、珍禽  
 奇獸ヲ彫刻シ、金碧燦然トシテ、人目ヲ眩セ  
 シム。其ノ畫工、彫工ニハ、狩野探幽、左甚五郎  
 ノ如キ、當時ノ名人ヲ鍾メタレバ、意匠、天造



ノ妙ヲ奪ヒ、觀ル者ヲシテ、日ノ傾クヲ知ラ  
 ザラシム。故ニ、又、日暮  
 門ノ稱アリ。コ、ヲ過  
 グレバ、唐門アリ。用材、  
 悉、唐木ナリ。ソノ彫刻  
 ハ、精巧ヲ極メ、飛龍躍  
 ツテ、虹梁ニ、玉ヲ爭ヒ、  
 天女、樂ヲ奏シテ、天井、  
 聲アルカト疑ハル。



更ニ進ンデ拜殿ニ入レバ、内ニ六十餘疊ヲ  
 敷クベシ。畫彩鐫刻ノ妙、言語ニ絶シ、光彩陸  
 離トシテ、正視スルコト能ハザラシム。  
 東照宮ニ隣リテ、二荒神社アリ。之ニ竝ベル  
 ハ、大猷廟ニテ、三代將軍家光ヲ祀レル處ナ  
 リ。結構、一二、東照宮ニ擬ヘ、彫刻、裝飾ノ美、亦  
 之ニ亞グ。

此處ヨリ登ルコト、三里ニシテ中禪寺湖ア  
 リ。嘗、行幸ノトキ、名ヲ幸湖ト命ジ給ヘリ。男  
 體山ノ下ニアリテ、周回八里。煙波杳渺トシ  
 テ、山影倒ニ、湖心ニ落チ、風光、最喜ブベシ。水  
 溢レテ、華嚴ノ瀧トナリ、懸崖ヲ直下スルコ  
 ト、七十餘丈。萬雷怒號シテ、毛髮ヲ豎テシム。  
 ソノ下流ハ、即、大谷川ナリ。裏見ノ瀧ハ、高サ  
 十餘丈。崖腹ノ小徑ヲ攀チテ、裏面ヨリ望メ  
 バ、珠簾ヲ懸ケタランガ如クニシテ、頗奇觀  
 ナリ。霧降ノ瀧ハ、高サ、二十丈ニ餘レリ。水碎  
 ケテ、霧トナリ、五彩ノ虹ヲ現ズ。



此ノ外遊覽スベキモノ、含滿ノ淵、湯湖、湯瀧  
等、枚擧スルニ遑アラズ。地、幽邃ニシテ、納涼  
ニ適シ、又、紅葉ニ名アルガ故ニ、夏秋ノ候ニ  
ハ、杖ヲ曳クモノ、殊ニ多シ。

文法

緑滴れん、晝暗し等ノ文ニテ、緑、晝ハ、文ノ

主ナルモノニテ、之ヲ、主語トイヒ、滴れん、

暗しハ、主語ヲ説明セルモノニテ、之ヲ、説

明語トイフ。文ニハ、必、コノニ語ヲ要ス。

第十一課 皇國の美術

わが國は、暑さ寒さの程よく、山の姿、水のけ

はひさへ、類なく美しきにあわて、人の情も、  
やさしくみやびやかなり。さるが上に、世々、  
明き、清き真心もてる祖々の血筋受け得つ  
れば、武き、直き性を、自備りける。されば、美術  
といはるゝ數多のわざも、自、外國々ど様か  
はり、皇國人の性情を現して、夙くより、美し  
く、世に匂ひ出でたりき。

今、古昔の状を、くはしく知るに、由なけれど、  
漆もて、物を塗り、土にて、器造り、畫かくわざ



なども、紀元より前の世に開け、世々、そのわざにかゝづらひし氏人さへ定まりて、朝廷に仕へ奉りしさま、古文になん見ゆる。

塗物のわざは、平城の宮より、平安の都の初の頃に至りて、漆部といふ司さへおかれ、金をはめこみてぬれる抹金鑲、平文などいひつる器、今も、御物の中にありと承れば、其のかみ、この業の進みしことぞれしはかられぬべき。

武家の政まをす世となりて後、鎌倉、室町の頃にも、名高き工ありしに、江戸の時めきし世よりぞ、其のわざ、一きは進みにけん。名を得たる人々、つぎつぎに出で來にけり。この人々の作りし塗物の光は、きら／＼しく、外國人の目にさへ耀きたりき。

畫かく業、土にて、物作る業なども、韓、唐土より、其の法を傳へてより、古の様、漸に、改まりぬれど、異なる性情を備へたる皇國人なれ



ば、外國の様を模しつゝも、本つ國の物よりは勝れて、たのづから、いひ知らぬ趣をこそなしたりけれ。

その外、手かく風、物刻む業なども、皇國人の手に成り調ひては、皆、唐様と異なる方に移りにたり。今、かゝる事どもを考へ、わたすにも、皇國人の、自、皇國人の性情のそなはれることぞ知られたる。

あはれ、皇國の美術、彌、益進みゆく、い、やがて、皇國のは、いにしあれば、美しき山水にあはて、美しく、武く、直き性情を具へたる皇國人よ。いかで、この任に當らざらめや。いかで、其の美を、美とせざらめや。  
(繪畫叢誌・小津久定)

第十二課 法朗西及伊太利

法朗西は、歐洲中、最、美術の盛なる國にして、首府、巴里の華麗なること、世界に、比なし。歐洲の流行は、概、巴里より始まる。此の國、工業發達して、製造品、甚多く、中にも



著名なるは、織物、陶器、及、絹布の類にて、葡萄酒、金銀、寶玉の諸細工、裝飾品等、之に亞ぐ。コブランは、最美麗なる毛織物にて、織り出だせる種々の畫紋は、恰、油繪を觀るが如し。又、セーブルと稱する磁器は、品質、最精良なり。セーブルは、元、磁器製造地の名稱なりしに、移りて、磁器の稱となれること、猶、我が國にて、瀬戸の陶器の通稱となれるが如し。里昂の絹布、亦、有名なり。新様を趁ひて、珍奇

の縞柄を織り出だす。其の意匠、頗、巧妙なり。此の國、歐洲の中央に位し、兵備、甚嚴にして、造兵、造船の業も、亦、頗盛なり。佛國の東南にありて、地中海に突出せる半嶋を、伊太利といふ。歐洲中、最暖にして、養蠶に適し、精良なる生絲を製出す。この國の風物ハ、我が國に肖たるもの多く、ベスヴィアスの火山、チーブルの海岸、羅馬の舊都、ヴェニス市の街等、宛然、畫圖を展べたるが如し。



首府羅馬にハ、宮殿、樓廊等、建築壯大なるもの多し。此の地ハ、嘗、全歐を統轄せし羅馬帝國の舊都ふして、今、尚、昔日の名残を存し、夕陽、廢墟を照らす邊に、遺跡を弔ふ旅客すくをからず。

第十三課 後藤祐乘

後藤祐乘ハ、從五位右衛門尉基綱ノ嫡男ナリ。永享六年、美濃ニ生ル。幼ニシテ、彫刻ノ技ヲ嗜ミ、戲ニ鑄刻セシモノモ、精妙、眞ニ逼リ、

老成者ヲシテ讚嘆セシメタリキ。

八歳ノトキ、土砂ニテ、猿ノ形ヲ造リ、之ヲ庭上ニ置キシニ、鳥翔リ來テ捕攫シ去リキトイフ。將軍足利義教、之ヲ聞キ、召シテ、近侍トシ、厚ク寵遇セリ。





祐乗、生長シテ、右兵衛尉トナル。偶、讒ニ遭ヒ  
テ、獄舎ニ拘繫セララル。時、三伏ノ候ニ際シ、炎  
暑酷烈ナリ。獄吏憐ミテ、渴ヲ醫セヨトテ、一  
顆ノ桃ヲ與フ。祐乗、窃ニ、小刀ヲ請ヒテ、桃核  
ニ、山王七社ノ神輿船十四艘、猿六十三頭ヲ  
刻ミ、獄吏ニ贈リテ、恩ヲ謝セリ。  
獄吏之ヲ、義教ニ獻ズ。義教、見テ驚嘆シ、宥シ  
テ、常ニ刀劍飾具ノ彫刻ニ從事セシム。  
嘗、短刀ヲ裝飾ス。鞘ニハ、銀地ニ、金ノ雲龍ヲ

高彫ニシ、目貫ニハ、壽老人ノ、鹿ニ凭リテ坐  
セル様ヲ彫刻セリ。其ノ精緻ナルコト、片鱗  
一毛ノ微モ、尚、眞ヲ失ハザリキ。又、笄ニ、九曜、  
雁、水鳥等ヲ彫刻ス。義教、甚之ヲ愛重セリ。後、  
其ノ妙技、叡聞ニ達シ、法印ノ號ヲ賜ハル。  
祐乗、高彫ヲ創意シ、優ニ、一家ノ手法ヲ開ク。  
技能、韻致ニ富ミ、ソノ鑿痕、疎ナルガ如クニ  
シテ、却リテ密ニ、神機活動シテ、殆、天工ヲ奪  
ヘリ。

高彫小傳



子、宗乗、技、父ニ劣ラズ。孫、乘眞モ、亦、妙工ノ聞  
高シ。當時、京都ハ、兵亂ノ後ニテ、白晝、盜賊徘徊シ、其ノ勢、猖獗ナリシカバ、乘眞憤慨シテ、彫刻ノ傍、毎夜、禁廷ヲ警メテ、叡感ヲ蒙リキ。

第十四課 職業の苦樂

繪畫、彫刻、音樂、文藝等に從事する人々を見れば、苦なくして、樂多きが如くなれども、其の巧妙の極に達して、人を感動せしむるに至るには、非常の苦心を要するなり。

肥馬に跨り、長劍を帶び、萬軍を指揮する將帥の任は、安逸なるが如くなれども、銃を擔ひ、大砲を牽き、山野を馳驅する兵士に比して、苦心、孰か多かるべき。水夫、火夫等の作業は、困難なるべけれども、運轉手、機關手の職務は、却りて、容易ならざるべく、數十萬圓の貨物と、幾百人の命とを預れる船長の心勞は、更に大なるべし。

凡、身體を勞する者は、心を勞すること少く、



心を勞する者は、身體を勞すること少し。畢竟、心と身との差別はあれども、如何なる業にても、勞苦なきはなかるべし。

一すぢに心さだめよ濱千鳥

いづこの浦か波風のなれ

實に、この歌の如く、世間の事、一として、勞苦の伴はざるはなく、隨ひて、亦種々の困難にも遭遇せん。之に堪へ得ずして、數其の志を變ぜんには、何事も成就せざるべし。

常に、艱難に堪へて、一意、事業の發達、技倆の進歩を期し、その間、毫も倦怠の念を起すことなからんには、梅花の風霜に耐へて、馥郁たる香氣を發するが如く、終には、成功の樂を得べきなり。

苦あれば、樂ありといへり。何事にも、苦勞如何を顧みず、唯一心に勇進せば、今日の苦勞は、却りて、後日の樂とならん。されば、勞苦は、やがて、娛樂を得べき道にし



て、艱難は、實に、人をして、玉たらしむるものと謂ふべし。

## 第十五課 音楽

谷川の流るゝ音、松吹く風の聲ハ、何とをけれど、興ありて、をかしく聞きなざる。梅の花の咲きをめたるに、鶯の、初音もらしたる、萩、尾花、露しげきに、松虫、鈴虫の、聲しきるなど、誰かは、あはれと思はざらん。又、笛を吹き、琴を弾じ、鼓を撃ちなどして、いひしらぬ音を

起さしむれば、面白さ、更に深かるべし。

古の人ハ、もはら、笛、笙、篳篥、琴、琵琶などを好みて弄べりき。博雅の三位といひし人は、琵琶の秘曲を學ばんとて、年久しく、逢阪山の盲人の許に通ひて、その奥義をさとり、新羅三郎義光ハ、陸奥の合戦に赴く途に、足柄山にて、先師の子に、笙の大事を授け、無官の大、夫敦盛は、一谷の城中にて、夜半に、笛を吹き、すさみしに、翌日、戦死のをりも、尚、之を所持



してありきといふ。  
 近き世となりては、三味線、胡弓、筑紫琴、尺八、  
 さては、洋琴、風琴など行はる。其が中には、調  
 子のいやしきがありて、人の心をみださし  
 むる媒となるも少からず。音楽ハ、人を感じ  
 しむること深きものなれば、常に、しらべ  
 やしきを嗜まば、心、随ひて、卑くなり、しらべ  
 高く、れもむき妙なるを好まば、心も、自、けだ  
 かくなりぬべし。

出文法 主語、説明語ノ外ニ、客語トイフアリ。名詞、

代名詞ニ、レ、を、と、より、ま、で等ノ助辭添ハ  
 リテ成ル。鶯、初音をもらす。義光、合戦に赴  
 く等ノ文ニテ、初音、合戦等ノ如シ。

第十六課 自然物ノ利用

宇宙ノ森羅萬象、其ノ類、甚多シ。之ヲ御スル  
 二、道ヲ得レバ、皆、人生ノ需要ヲ助ケテ、ソノ  
 使役ニ服セザルハナシ。  
 人、若、衣服ヲ得ント欲セバ、木綿、羊毛等アリ  
 テ、輕暖ノ被衾ヲ供シ、家屋ヲ建テント欲セ



バ、老杉、古松、到ルトコロニ繁茂セリ。又、五穀  
 ハ、穰々トシテ、野ヲ填メ、果實ハ、累々トシテ、  
 枝ニ熟シ、潑刺タル魚族ハ、河海ニ充チ、滾々  
 タル清泉ハ、溪間ニ湧出ス。イツレカ、飲食ノ  
 資トナラザラン。暖ヲ取ランニハ、石炭アリ。  
 暗ヲ照ラサンニハ、石腦油アリ。電氣燈ノ、赫  
 耀トシテ、不夜城ヲ現出シ、蒸氣力ノ、猛然ト  
 シテ、汽車、汽船ヲ駛ラシムル等、イツレカ、人  
 世ノ利器タラザラン。夫ノ、禽鳥和鳴シテ、宛

轉ノ聲ヲ弄シ、百花爛熳トシテ、天嬌ノ美ヲ  
 極メタルガ若キモ、人ノ耳目ヲ喜バシメテ、  
 優ニ、餘アリト謂フベシ。  
 然レドモ、人々、コノ賜ヲ享有スベキ道ヲ講  
 ゼザランニハ、衣食ヲ求ムルコト、飛禽、走獸  
 ニダモ及バズ、外界ノ物象ハ、却リテ、我ガ敵  
 トナリテ、終ニハ、生命ヲモ奪フニ至ラン。  
 サレバ、智徳ヲ備ヘテ、萬有ノ主長トナリ、之  
 ヲ征服シ、之ヲ左右シテ、其ノ生ヲ全クセザ



ルベカラズ。古代ニハ、自然ヲ制スル道、備ハラザリシカ  
 ドモ、人智ノ開クルニ從ヒテ、種々ノ器械ヲ  
 發明シ、又、蒸氣、電氣ヲモ驅役スルニ至レリ。  
 嘗、氾濫滔々トシテ、人畜ヲ害シ、田園ヲ荒シ  
 タリシ河水モ、今ハ、却リテ、人生ノ用ヲ辨ジ、  
 灌溉ノ餘瀝モ、水車ヲ運轉シテ、ハ、工藝技術  
 ヲ助ケ、勤勉シテ、怠ナキ職工トナレリ。又、樹  
 ヲ拔キ、屋ヲ倒スベキ風力モ、適度ニ應用ス

レバ、終歲、役々トシテ、車ヲ轉ジ、船ヲ進ムル  
 奴僕トナリテ、曾、其ノ勞ヲ辭スルコトナシ。  
 此ノ如ク、自然ノ庶物ハ、人ノ生活ヲ補益ス  
 ルニ足ラザル者ナシ。吾人ハ、益、科學ノ智識  
 ヲ養ヒテ、利用厚生ノ道ヲ計リ、天與ノ恩惠  
 ヲ暴殄セザランコトヲ勉ムベキナリ。

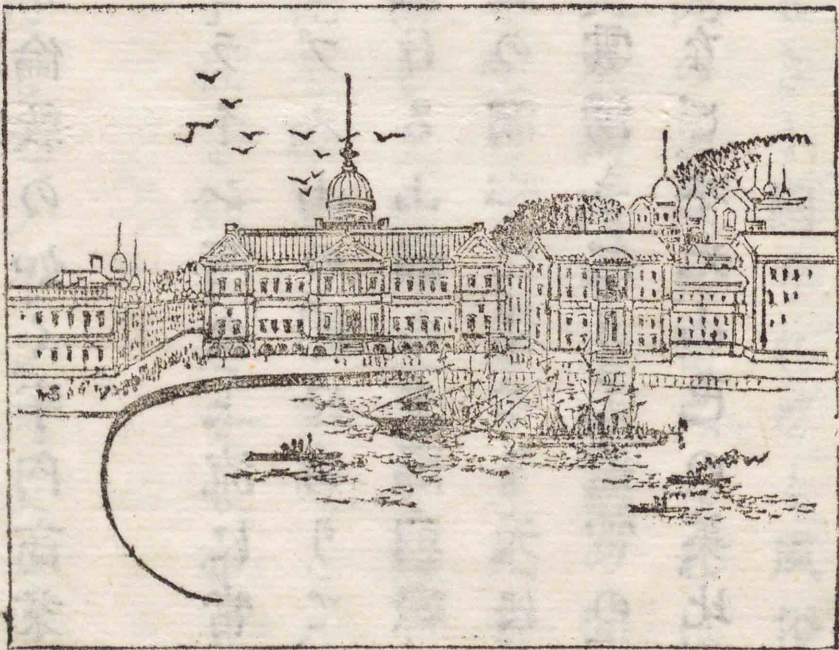
第十七課 和蘭及瑞西

獨逸の西北にある一小國を、和蘭といふ。土  
 地、海面よりも低く、動もすれば、北海の波、國



中に侵入する虞あれば、海濱に堤防を築きて、之を防げり。かく天然に不利益なる國なれども、人民勤勉にして、産業に熱心なるが故に、溝渠を設けて、運輸交通の便を圖り、卑濕の地を乾燥せる平野として、穀物を作り、牛羊を牧し、乾酪を製して、諸國に輸出す。又北風常に吹きすぎみて、甚愉快ならざれども、この風力を利用して、到る處風車を設けて、種々の工業に應用せり。

國の廣さは、我が九州より、稍大なるに過ぎざれども、嘗て西班牙の羈絆を脱して獨立し、今より百餘年前までは、海上の霸王と呼ばれて、至大の領地を海外に有し、其のアムス





テルダムは、今の英京倫敦の如く、宇内商業の中心たりき。和蘭の平野を流る、ライン河の上流に當りて、瑞西國あり。アルプス山の間にありて、風景佳絶なり。雪を戴ける山巔の、夕陽朝暾と映發して、影を、青藍の湖心に落せる、天に懸れる瀑布の下より、雲湧き起りて、遠雷の遙に、深谿に轟き渡るなど、水光山色の美、比稀なり。

瑞西は、殆、和蘭に等しき小國なれども、風俗質素にして、人民剛健の氣象に富みたれば、法朗西、伊太利、奧太利、及、獨逸等諸強國の間に介在して、曾、凌辱を受けしことなし。又、昔より、偉大の人物輩出して、或ハ、教育を興し、或は、平和を唱へ、道德を勵まし、等のこと多し。かの萬國赤十字社を創立せるも、亦この國なり。

歐洲中、最高き山地にして、ライン河、及、ロー



ン河等著名の大河、皆源をこゝに發す。隨ひて、瀑布激流等多きが故に、水力を用ゐて、工業を營むもの多く、ことに、デニ子一ヴの時計は、精巧無比の稱ありて、諸國に輸出すること盛なり。

第十八課 富

以手紙申上を私様先頭より、經濟學研究仕居る處初んの事として、彼是判然致意を享共致多有之申上、まづ差當り富と申上ことに

就きて不審の箇條左より相認は伺上と存、  
作は西側は教示を仰上

一、現在多くの貨幣を有せばとも富者と謂ふるゝハ何故ふてハ歟

二、有用の物は盡價あるものと申上ても、  
差支ハ盡價ハ哉

三、土地を廣く所有致るゝ富者と申上ても、  
宜し可るべくハ哉

四、富は造り可るゝ土地と勞力とのみに



と十分に可有と致す

右作失禮書中を以て法例中と致す

返事

法書面存見致し此項ハ経済学上研究の由  
結核の法儀ニ存せられ法例中ニ在り共  
法例中の件ニ左ノ解説致す

一、貨幣と物價を量る尺度ハ過ぎば其  
之ハなくとも價多き物を深山可有致  
すハハり之富者と可致す

二、日光空氣水等ハ皆有向の物不致ハ共  
候給ニ限なくハゆゑ價なき物と致す  
居候されども日向のよシあり空氣の  
乾濕飲用水の良否等によりて地價に  
高下の生むることを有之るハ此等特  
別なる場合ハ富の一部ニ致スル  
べく又船中海底坑坑沙漠等に在りて  
供給有限ある場合ハ他の有價物と  
同トク富とお成可申候



三、供給に限あらずとも需用なきものは市  
 價を有せざしと富とい申難く能ふ付  
 各月の荒地をば如何程所有致否と  
 も富者と申はことは出来者といされ  
 ども大凡に勞力を加へたりと貴重の  
 田畑山林とお成價格を生じ可申候と  
 せば土地と勞力とい富を造る要件と  
 して數ふること宜に相成候也  
 四、富を造るに尚一つ大切なるは資本に

は産物資本無之なりと土地を求むる  
 亦とも人夫を使役して勞力増加ふる  
 こともお案中をまじく候

大略め此より後土地と勞力と資本とい富  
 を造る三要素不有之候現今我が國ハ相當  
 に土地と人力と我有し候ハ共資本も未十  
 分とい申さるまじく候ハば何卒一致協同  
 して之を殖すべき道設計畫致度事不致高  
 委細ハ後面會の折可申述ハ不宣



第十九課 會社

富ヲ造ルニハ、多人數、互ニ資本ヲ合シテ、事業ヲ營ムヲ、利アリトス。此ノ如クスルヲ、會社トイフ。

會社ニハ、合名會社、合資會社、株式會社ノ三種アリテ、各、農工商等ノ業ヲ營ム。各、會社ニハ、株主、若クハ、社員等アリテ、資本ヲ供シ、社長、取締役、監査役等ノ役員アリテ、營業ニ從事ス。

合名會社ハ、數人、互ニ資本ヲ合セテ、事業ヲ營ム。會社ノ責任ハ、其ノ資本ニノミ止マラズ、社員各自ノ身代ニモ及ブモノトス。故ニ、之ヲ稱シテ、無限責任ノ會社トイフ。

合資會社ハ、ソノ責任、各社員ノ醵出セル資本金額ニノミ止マル。然レドモ、業務執行中ニ生ジタル會社ノ義務ハ、特ニ、無限責任ヲ負ヘル社員、名字ヲ、社名ニ用井タル社員、及、業務擔當社員等ノ責任トシ、普通ノ社員ハ、



資本金ノ外ニ辨償スルヲ要セズ。

株式會社ハ資金ノ總額ヲ數百或ハ數千ニ等分シテ其ノ一分ヲ一株トシ此ノ金額ヲ記シタル證書ヲ製シテ資金ヲ出ダセル者ニ交付ス。コノ證書ヲ株券トイヒ株券ヲ有スルモノヲ株主トイフ。株券ハ所有者ヨリ他ニ轉賣スルヲ得ルモノニテ會社ノ事業盛大ナレバ其ノ價騰貴シ利益少キトキハ下落ス。株主ノ責任ハ株券ノ金額ノミニ止

マル。故ニ之ヲ有限責任ノ會社トイフ。

銀行モ亦金錢貸付貯金預、爲替等ノ事業ヲ營ム會社ナリ。

現今我が國ノ會社ニハ鐵道會社、郵船會社、紡績會社、電燈會社、各種製造會社、物産會社、保險會社等アリ。

## 第二十課 保險

人ノ世ニ在ル往々不慮ノ災難ニ罹ルヲ免レズ。保險業ハ即之ヲ救フヲ主トスルモノ



ニテ、ソノ種類、一ナラズ。  
建物ヲ有シ、又ハ、巨額ノ商品ヲ有スル人、火災保險ノ會社ト契約シテ、一定ノ期間ニ、保險料ヲ支拂ヘバ、不慮ノ火災ニ罹レルトキ、會社ハ、直ニ、契約ノ金額ヲ、ソノ罹災者ニ支拂フナリ。  
海路ヨリ、貨物ヲ、遠方ニ送ルニ、荷主ハ、荷物ヲ、船主ハ、船體ヲ、保險ニ付スレバ、海上保險ノ會社ハ、各依頼者ヨリ、一時、若クハ、時期ヲ

分チテ、保險料ヲ支拂ハシメ、其ノ船、遭難セバ、會社ハ、罹災者ニ、保險金ヲ交付ス。  
又、生命保險ト稱スルモノアリ。平素、其ノ會社ニ、定額ノ金ヲ拂ヒ込メバ、死後ニ至リテ、會社ハ、保險ノ金額ヲ、其ノ遺族ニ支拂フナリ。危険ナル業務ニ從事スル人ニハ、殊ニ必要ナルベシ。

以上ノ三種ハ、保險事業ノ中、重ナルモノナリ。コノ外、養老保險、教育保險等アリ。一定ノ



年齢ニ達シタル時受ケ取ルベキ金額ヲ契約シテ、常ニ若干ノ拂込ヲスルナリ。保險事業ノ種類ハ、尚甚多シ。

昔時、保險事業ノ起ラザリシ時ニハ、一旦、家屋、商品等ヲ焼失シ、船舶、貨物ノ沈没ニ遭ヘバ、之ガ償ヲ得ルニ、道ナク、巨萬ノ富アルモノモ、一朝ニシテ倒産スルシマヌカレザリシカバ、商業ノ發達ヲ阻礙セラレシコト多カリキ。現今ニ至リテハ、家屋ヲ建築スル者、

貨物ヲ、運漕店ニ託スル者、商品ヲ、倉庫ニ藏ムル者等ハ、各之ヲ、保險ニ附シ、商品代價ヲ計算スルニモ、必、保險料ノ一項ヲ加フルヲ順序トスルニ至レリ。

文法 主語、説明語、及、客語ニハ、他語ヲ添ヘテ、其ノ意ヲ修飾ス。例ヘバ、世の人、往々、不慮ノ災難に罹るノ文ニテ、世のハ、人ヲ、往々ハ、罹るヲ、不慮のハ、災難ヲ修飾セルガ如シ。

第二十一課 高田屋嘉兵衛

昔、淡路國の都志村に、高田屋嘉兵衛といふ



者あり。幼より、剛勇にして、志、凡ならざりき、生長の後、船ふて、松前に往來し、水産物を賣買して、家産漸豊になれり。

寛政十一年、幕府、千嶋の國後、擇捉を巡察せしめんとして、人を募れり。千嶋ハ、風浪險惡の聞あるが故に、人皆之を危みしを、嘉兵衛、喜びて、募に應じ、直に出發して、潮流の緩急、暗礁の有無等を測量し、遂に、海を超わて、擇捉に渡れり。

擇捉には、七百の土人住し、未、漁業の法を知らずして、甚貧困をりき。嘉兵衛、之を憐みて、爲に、十七箇所の漁場を設け、其の法を教へて、生計を助けしかば、土人悦服して、敬ふこと、神の如し。後、幕府、有司を派して、千嶋の土民を管轄せしめ、大に、嘉兵衛の功を賞して、終身、扶持米を給したり。

是より先、露西亞人、蝦夷の近海に出沒して、常に、良民を劫掠せり。適、露艦ヂアーナ號、我



嘉兵衛の事

が近海を測量して、國後嶋に投錨す。守吏、艦長ガロウイン等を捕ふ。

文化九年、副艦長リコルド、軍艦を以て、我が漂民を、國後嶋に送り來り、艦長以下を釋されんことを請ふ。守吏、詐りて、已に誅罰せられきと告ぐ。リコルド、怒りて、海上に出で、我が國の船舶を劫掠して、實情を明にせんと欲せり。會、嘉兵衛、擇捉より、海を航して、函館に行かんことす。リコルド、之を脅し、遂に、要し

て、勘察加に赴けり。

時に、露人、銃を陳ねて、嘉兵衛を繞る。嘉兵衛、叱して、之を去らしめ、言ふことあらば、艦長に面して聽かんと呼はれり。リコルド、嘉兵衛の、常人にあらざるを知り、上座に延きて、厚く、之を禮し、辭を卑うして、ガロウインの安否を問ふ。嘉兵衛、告ぐるに、實を以てし、松前の獄にあるを知らしむ。露人、聞きて、大に喜び、優遇、厚きを加ふ。



嘉兵衛、露領に在ること久しく、能く、其の國語に通ずるを得たり。我が國の水手、主人を呼んで、大將と稱す。故に、リコルド、亦、嘉兵衛を敬して、呼ぶに、大將の稱を以てす。一日、嘉兵衛、從容として、リコルドに説きて曰はく、我が國の有司、ガロウインを釋さざるは、露艦、屢國境に寇して、居民を劫掠せしが故なり。將來、必、此の事を誓は、吾、爲に、能く、兩國の和平を謀らんと。リコルド、感喜し、翌年五月、嘉兵衛と共に、勸察加を發して、國後に到り、狀を具して申請せしかば、ガロウイン、終に、拘禁を釋され、多年の葛藤、こゝに解けて、露人、再、我が國に寇せざりき。

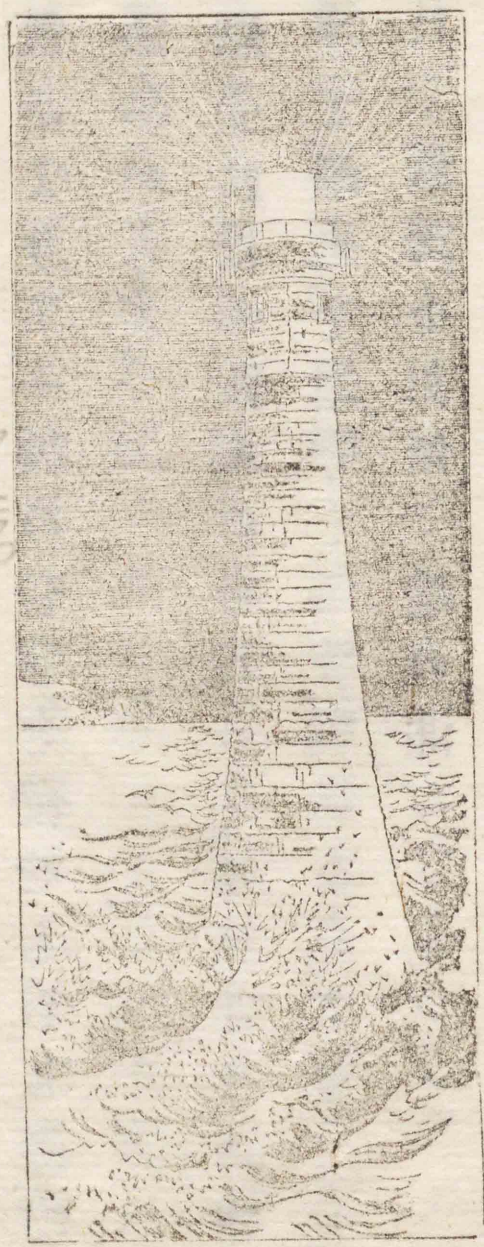
第二十二課 燈明臺

數十日の遠洋航海に倦み果てたるとき、遙に、燈明臺の光を見いでたるばかり喜ばしきは無かるべし。又、波風荒き夜半に、燈明臺を見出でて、航路の安全を得たるばかり心



強きはなかるべし。  
 燈臺は、暗夜、航海者の目標として、緊要なるものにて、沿岸、到る處の要所に設けたり。  
 發光法には、種々ありて、白色、赤色の動かざるもの、常に廻轉して息まざるもの、白色と、赤色と、交廻轉して閃くもの、閃光斷續して、遠く、海上を照らすもの等の差別あり。航海者ハ、これを觀て、容易に、その、何處なるかを辨知するを得るなり。

構造の法も、亦種々あり。或は、海中に建てたるもの、巖頭に築けるもの、船の形に造りて



浮べたるもの、浮標の上に、發光を裝置せるもの等あり。又、濃霧立ち籠めて、光線の力に



依ること能はざる時は、汽笛を鳴らし、鐘鈴を振り、或は空砲を連發し、或は壓迫せる空氣よりて、一種の音響を發せしむる等、方法尠からず。

燈臺には、必、數人の守衛あり。日没より、日出まで、燈光を看守して、曾、職務を怠る事なし。

第二十三課 壇の浦

元曆二年三月二十四日の卯の刻、源平壇の浦にて、矢を合せ、互に、舷をたいて、鬨をつ

くる。潮たざりて、迅ければ、源氏の船は、三千餘艘、しほにひかれて押し落され、平家の船は、千餘艘、しほにつれてぞ出で來たる。

新中納言知盛卿は、船の艦に立ち出でて、「い くさも、けふぞ限なるべき。東國の者共に、弱氣を見すな。軍能くせよ。者ども」と、大音聲にの給へば、近く候ひける飛驒の三郎左衛門景經、「各、此の仰承れや」と呼はつたり。平家さる程に、平家ハ、千餘艘を、三手に作る。先陣



い、山鹿の兵藤次秀遠、五百餘艘にて向ふ。二  
の陣は、松浦黨、三百餘艘にて續き多り。三の  
陣は、平家の公達、二百餘艘に乗り給へり。  
兵藤次秀遠は、九州一の強弓精兵なり。我に  
劣らぬつはもの五百餘人をすぐりて、舟に  
立て、さしつめひきつめ散々に射けるに、源  
氏のつはもの、楯もたまらず射しらまされ  
て退く處に、阿波の民部重能は、子息教能を  
生擒られて、今は叶はじとや思ひけん。心變

して、源氏になびきぬ。味方の赤旗、赤じるし  
は、かい捨てられて、いつか、白旗にかはれる  
を、新中納言、齒をくひし、ばり悔み給へども、  
甲斐ぞなき。

かくて、平家の謀に、唐船には、雜人を載せ、兵  
船には、公達乗り給ひ、源氏、唐船を攻めなば、  
兵船をもて夾み撃ち、中に取り込めて、一艘  
も遁すまじきて、だてなりしを、重能反忠の  
後、敵、唐船には、目もかけず、皆、兵船にあつ



まりたり。程なく、四國、鎮西のつはものども、  
 亦、平家をば背きければ、源氏の兵船、海をれ  
 ほひぬ。味方、かしこに着かんとすれば、波高  
 くして、叶ひがたく、この汀に寄せんとす  
 れば、敵、矢先を揃へて待ちかけたり。  
 鳴り響く、鏑、矢の音は、耳を貫きて、凄じく、動  
 揺めく、鬨の聲は、波にこたへて、湧くが如し。  
 敵のつはものい、程もなく、手にく、船を寄  
 り來り、味方危く見わけければ、前の能登守教

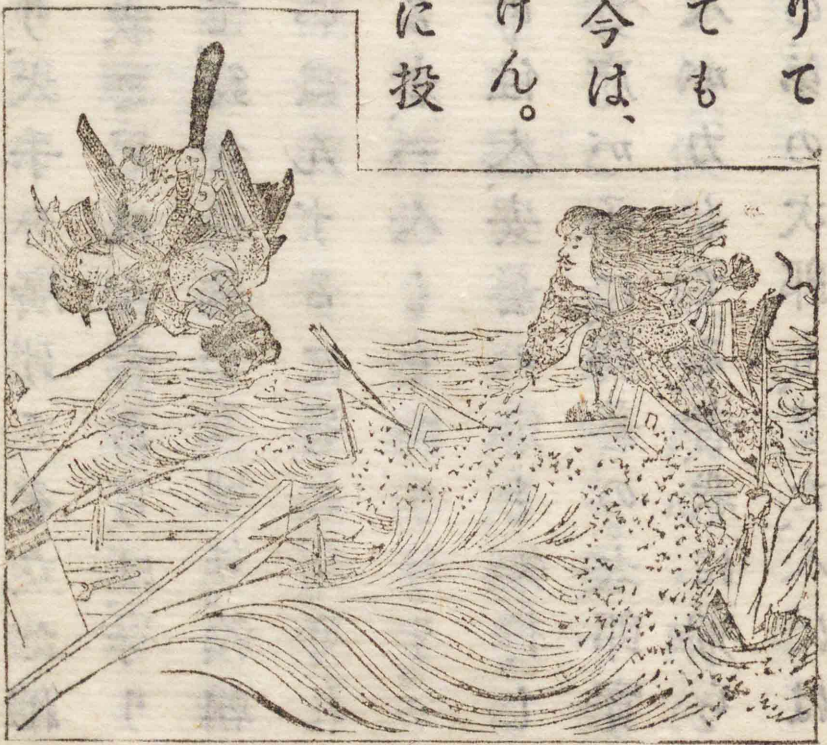
經は、今日を、最後とや思おれけん。赤地の錦  
 の直垂に、唐綾織の鎧着て、鍬形打つたる胃  
 の緒をしめ、いか物作の太刀を佩き、二十四  
 さいたる、きりふの矢負ひ、滋藤の弓を持ち  
 て、さしつめ引きつめ射かくるに、ものども  
 多く射殺さる。かくて、矢種も盡きければ、黒  
 漆の大太刀、白柄の大薙刀、左右に抜き、薙  
 ぎ廻り、敵の撃たるもの數知れず。  
 新中納言知盛卿い、能登殿のもとに、使をは



せらせ、此の輩は、皆、雑兵なるに、痛く、罪なつ  
 くり給ひそ。さりとは、よき敵かはと宣へ  
 ば、さては、九郎に組めとにこそ。それは、存ず  
 る所なり。如何はせんと伺ふ處に、判官の船  
 とすれ合ひたり。能登守、すかさず乗りうつ  
 り、あはやと、目を懸けて跳りかゝるを、判官、  
 叶はむとや思はれけん。薙刀をば、弓手の脇  
 にかい挟み、二丈ばかり隔りたる、味方の船  
 に飛び乗り給ふ。

頁六

能登殿、早業や劣りて  
 おはしけん。續きても  
 飛び乗り給はず。今は、  
 かくとや思はれけん。  
 太刀、薙刀をも海に投  
 げ入れ、冑も脱ぎ  
 て捨てられけり。  
 鎧の袖、草摺をも  
 かなぐり捨て、胴



高橋小景繪本卷二



許着て、大童になり、大手を廣げてぞ立たれたる。源氏の方に、我と思はん者あらば、寄りて、教經いけどりて、鎌倉へ具してゆけ。頼朝にあひて、物一言いはんずるに、寄れや。寄れや」と宣へども、寄る者一人もなかりけり。こゝに、土佐の國の住人、安藝の郷を知行しける、安藝の大領實康が子に、安藝の太郎實光とて、凡、二三十人が力もてる者、我に劣らぬ郎等を具し、その弟の次郎も、また、人には

すぐれたる兵なり。彼等三人いひけるは、假令、能登殿、心ハ剛に  
 れはすとも、何程のことかあるべき。長十丈  
 の鬼なりとも、我等が搦みつかんには、なご  
 か従はざるべきとて、打物をば、鞘にをさめ  
 すきもあらせず、能登殿に寄り合ひたり。  
 能登殿、これを見給ひて、真先に進みたる郎  
 等をば、海へ、どうと蹴入れ給ひ、續きてかゝ  
 る太郎をば、弓手の脇にかい挟み、弟の次郎



をば馬手の脇に取りて挟み、二しめ三しめ  
しめられけるが、いざうれ。おのれ等。死出の  
山路のともせよとて、海へぞ飛び入り給ひ  
ける。

平家物語抄

第二十四課 御宸翰

朕、幼弱ヲ以テ、粹ニ、大統ヲ紹ギ、爾來、何ヲ以  
テ、萬國ニ對立シ、列祖ニ事ヘ奉ランヤト、朝  
夕、恐懼ニ堪ヘザルナリ。竊ニ考ルニ、中葉、朝  
政衰テヨリ、武家、權ヲ專ラニシ、表ハ、朝廷ヲ

推尊シテ、實ハ、敬シテ、是ヲ遠ケ、億兆ノ父母  
トシテ、絶テ、赤子ノ情ヲ知ルコト能ハザル  
様計リ成シ、遂ニ、億兆ノ君タルモ、唯、名ノミ  
ニ成リ果テ、其ガ爲、今日、朝廷ノ尊重ハ、古ヘ  
ニ倍セシガ如クニテ、朝威ハ、倍衰ヘ、上下相  
離ル、コト、霄壤ノ如シ。カ、ル形勢ニテ、何  
ヲモツテ、天下ニ君臨センヤ。今般、朝政一新  
ノ時ニ膺リ、天下億兆、一人モ、其處ヲ得ザル  
時ハ、皆、朕ガ罪ナレバ、今日ノ事、朕、自身骨ヲ



勞シ、心志ヲ苦メ、艱難ノ先ニ立テ、古列祖ノ  
盡サセ給ヒシ蹤ヲ履ミ、治績ヲ勤メテコソ、  
始テ、天職ヲ奉ジテ、億兆ノ君タル所ニ背カ  
ザルベシ。往昔、列祖、萬機ヲ親ラシ、不臣ノモ  
ノアレバ、自將トシテ、コレヲ征シ給ヒ、朝廷  
ノ政、總テ簡易ニシテ、如此尊重ナラザルユ  
エ、君臣相親シミテ、上下相愛シ、德澤、天下ニ  
洽ク、國威、海外ニ輝キシナリ。然ルニ、近來、宇  
内、大ニ開ケ、各國、四方ニ相雄飛スルノ時ニ

當リ、獨、我ノミ、世界ノ形勢ニ疎ク、舊習ヲ固  
守シ、一新ノ効ヲハカラズ。朕、徒ラニ、九重ノ  
中ニ安居シ一日ノ安キヲ偷ミ、百年ノ憂ヲ  
忘ル、トキハ、遂ニ、各國ノ凌侮ヲ受ケ、上ハ、  
列聖ヲ辱シメ奉リ、下ハ、億兆ヲ苦メンコト  
ヲ恐ル。故ニ、朕、コ、ニ、百官諸侯ト、廣ク相誓  
ヒ、列祖ノ御偉業ヲ繼述シ、一身ノ艱難辛苦  
ヲ問ハズ、親ラ、四方ヲ經營シ、汝億兆ヲ安撫  
シ、遂ニハ、萬里ノ波濤ヲ開拓シ、國威ヲ、四方



ニ宣布シ、天下ヲ富岳ノ安キニ置カンコトヲ欲ス。汝億兆、舊來ノ陋習ニ慣レ、尊重ノミヲ、朝廷ノ事トナシ、神州ノ危急ヲシラズ、朕一タビ、足ヲ舉レバ、非常ニ驚キ、種々ノ疑惑ヲ生ジ、萬口紛紜トシテ、朕ガ志ヲナサザラシムル時ハ、是、朕ヲシテ、君タル道ヲ失ハシムルノミナラズ、從テ、列祖ノ天下ヲ失ハシムルナリ。汝億兆、能々、朕ガ志ヲ體認シ、相率井テ、私見ヲ去リ、公議ヲ採リ、朕ガ業ヲ助ケ

テ、神州ヲ保全シ、列聖ノ神靈ヲ慰シ奉ラシメバ、生前ノ幸甚ナラン。(明治元年三月十四日 下詔)

文法 主語、説明語、及、客語ハ、省カル、コトアリ。

例へバ、源氏の方に、我(汝ニ敵セン)と思はん者あらば、(ソノ者、我ニ)寄りて、教經いけむりて、(教經ヲ)鎌倉へ具してゆけ、ノ如シ

第二十五課 大和心

後醍醐天皇御製

世ををほり民安るれをいのるこそ



世さすのわが身につきぬおもひなりけき  
お頭開天皇の業・業・業・業・業・業・業・業

天の下ぬれるはもれむ日のごとく

敷しも分るぬきみおめぐみは  
天江宗秀

世の中にれもひあれども子をこふる

思ひふまさるれもひなきかな  
紀貫之

家富みてあるぬ事ふくつかふとも

報いむものかおやのめぐみは  
小澤蘆庵

埋火のあぬりのどかにはらからの

まやおせし夜ぞこひしかりなる  
源定信

れもふどちまとおせる夜をからにしき

たゝまくをしき物にぞありなる  
讀人不知

去きしまの大和ごゝろを人とは











